大江町農業委員会総会定例会議事録

１．開催日時　　令和８年９月２５日（金）　午後１時３０分～

２．開催場所　　大江町役場　２０１会議室

３．出席委員（９名）

２番　佐　藤　茂　美	３番　公　平　友　和	６番　松　田　俊　夫
７番　伊　藤　真　人	８番　鈴　木　智　子	１０番　橋　本　光　弘
１１番　鈴　木　義　弘	１２番　西　田　和　之	１３番　大　泉　晴　稔

４．欠席委員（４名）

１番　菊　地　洋　幸	４番　大　泉　孝　一	５番　五十嵐　　弘
９番　小　野　健　一		

５．議事日程

日程第１	議事録署名委員の選任について	
日程第２	議案第２３号	農地法第１８条第６項の規定による通知書確認審査について
日程第３	議案第２４号	農地法第３条の規定による許可処分について
日程第４	議案第２５号	農地法第５条第１項の規定による許可申請の審議について
日程第５	議案第２６号	大江町農用地利用集積等促進計画案の審議について
日程第６	報告第　８　号	農地改良届の取り下げについて

６．農業委員会事務局職員

事務局長（農林課長併任）	阿　部　美代子	事務局長補佐	池　田　広　貴
農　地　係　長	佐　藤　慎　吾		

７．会議の概要（午後１時３０分　開会）

議　長　　本日は、お忙しいなか出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から令和８年第９回農業委員会総会定例会を開会いたします。

本日、１番　菊地洋幸委員、４番　大泉孝一委員、５番　五十嵐弘委員、９番　小野健一委員より欠席の通知がありました。１３名中９名の出席となっており、本総会は成立しておりますことをはじめに報告いたします。

それでは、事前に配付しております議事日程に従って議事を進めることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議　長　　異議なしと認め、議事日程に従い進めさせていただきます。

議　長　　日程第１　議事録署名委員の選任について、大江町農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により議長から指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議　長　　異議なしと認め、２番　佐藤茂美委員と３番　公平友和委員のご両名にお願いします。

議　長　　それでは、議事に入ります。
日程第２　議案第２３号「農地法第１８条第６項の規定による通知書確認審査について」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局　　ご説明申し上げます。別紙一覧表をご覧ください。
土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番、地目は田、面積は２，３３５㎡、こちらは現在経営移譲年金受給にかかる使用貸借権を設定している土地になりますが、今回新たな借受人に貸し付けることとなったため解約するものであり、この後の議案第２６号にて審議いただくこととしています。
以上です。

議　長　　それでは、審議に入ります。何か質問等ございませんか。

議　長　　では、お諮りします。
議案第２３号「農地法第１８条第６項の規定による通知書確認審査について」を原案のとおり確認することにご異議のない方の挙手を求めます。

議　長　　全員であります。よって本案件は、原案のとおり確認することとしました。

議　長　　日程第３　議案第２４号「農地法第３条の規定による許可処分について」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局　　ご説明申し上げます。別紙審議一覧表及び参考図面をご覧ください。なお２つの案件は共に関連する事項のため一括して説明します。
土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番及び◆◆番、地目はいずれも田、面積はそれぞれ５１８㎡、４１０㎡、内容は所有権移転で互いの自作地の一部を相互交換するものです。
相互交換の経緯ですが、現在当該農地東側に隣接する町道の道路改良事業のため測量

設計・用地調査を実施しており、その結果道路の法線が確定したところですが、用地取得予定箇所である◆◆番、◆◆番の境界が法務局に備え付けられている１４条地図と地籍調査前の旧図が違っていることが判明しました。参考図面で説明しますと、現在の１４条地図では東側道路に対して垂直に線が入っていますが、旧図では水平に線が入っていた状態でした。

このため、改良事業に伴う拡幅に要する用地取得のため分筆登記を行うには、法務局の見解によると一度地籍調査前の旧図状態に戻す必要があるとの回答だったため、まずは地籍調査の誤りとして町から法務局へ地図訂正と地積更正の手続きを行い、旧図に戻した状態から現在の土地の境界に沿って分筆を行い、４筆にしてから先ほど説明した地番の農地をそれぞれ交換し、所有権移転登記とあわせて２筆に合筆後現在の１４条地図と同じ状態にし、用地買収の手続きを進める段取りとなるため今回３条申請の手続きに至った次第です。

以上です。

議　長　　本案件につきましては、先に現地調査がおこなわれておりますので、担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

１１番　　鈴木　義弘　委員

それでは報告します。

さる９月１７日、１２番　西田和之委員と私１１番　鈴木、および事務局職員とともに現地を確認してまいりました。

状況についてはただ今の事務局の説明のとおり、立会いただいた町の建設水道課担当職員より現地にてお聞きしており、今後事業を進めていくためにはやむを得ない事情であると思います。

以上報告いたします。

議　長　　ご苦労様でした。それでは、審議に入ります。何か質問等ございませんか。

議　長　　では、お諮りします。

議案第２４号「農地法第３条の規定による許可処分について」を原案のとおり決することにご異議のない方の挙手を求めます。

議　長　　全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。

議　長　　日程第４　議案第２５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の審議について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局　　ご説明申し上げます。別紙審議一覧表及び参考図面をご覧ください。

土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番、地目は畑、面積５１９㎡、内容は墓地用地として整備するもので、土地は所有者から寄附を受けるとの事です。

申請地は農振白地内で周辺に良好で大規模な農地はなく、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。第２種農地は原則許可できませんが、境内地に隣接しており性質上必要な施設でかつ住宅も存在していることや、周辺には申請地に代わるような土地がないことから例外的に許可し得るものと考えます。

以上です。

議　長　　本案件についても現地調査がおこなわれておりますので、担当委員から結果及び補足説明をお願いします。

１１番　　鈴木　義弘　委員

それでは報告します。

場所は〇〇に隣接する農地であり、許可後の整備については檀家さん達による草刈りと砂利を敷く計画で来年春以降に実施予定との事です。整備後は新しい墓を建てるのではなく、その先に数か所に分かれて建てられている墓を移設する予定であり、これによりお墓参りに来る方の負担が軽減されるものと考えられ、その目的から転用についてはやむを得ないものと見てきました。

以上報告いたします。

議　長　　ご苦労様でした。それでは、審議に入ります。何か質問等ございませんか。

７　番　　伊藤　真人　委員

移設については◆◆番や◆◆番にある墓だと思いますが、それを全部移設するということでしょうか。

事務局　　全部で３か所ほど墓が点在しており、お墓参りに来る方は下の寺所有の駐車場に車を止めて歩いて坂を上って行くことになり、特に高齢の方は大変なことから、どの程度の数量かは伺っておりませんが移設して訪れる方の負担軽減となるよう考えているとの事です。

議　長　　では、お諮りします。

議案第２５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の審議について」を原案のとおり決することにご異議のない方の挙手を求めます。

議　長　　全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。

議　長　　日程第５　議案第２６号「大江町農用地利用集積等促進計画案の審議について」を上

程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局　ご説明申し上げます。別紙審議一覧表をご覧ください。
いずれも地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画としての契約であり、農地中間管理機構への貸付案件及び転貸先になる借受案件で、内訳は新規８件、再設定１５件です。なお、№１８、１９は先程議案第２３号で可決いただいた案件です。
また№２４から２６については、中間管理機構からの転貸先変更に伴う賃借人の変更案件となります。
以上です。

議　長　それでは、審議に入ります。何か質問等ございませんか。

議　長　では、お諮りします。
議案第２６号「大江町農用地利用集積等促進計画案の審議について」を原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。

議　長　全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。

議　長　日程第６　報告第８号「農地改良届の取り下げについて」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局　ご説明申し上げます。別紙議案書をご覧ください。
本件は令和８年４月３０日付けで届出書の提出があり、翌５月の総会において報告した事案で、改良の内容は農地と隣接する町道において２m程度の高低差があり、大雨等時の土砂の流出を防ぐため農地側敷地に擁壁を設置のうえ、傾斜地部分に擁壁の高さ近くとなる１５０㎝の盛土を行うものでした。
取り下げの理由については、総会終了後に本案件の受理処理後に、自治体向けの盛土規制法に関する説明会が開催され、その中で農地改良行為についても一定規模を超える盛土や切土を行う場合は、内容によっては今後当該法律に基づき事前に県知事の許可等を受ける手続きが必要であるとの説明があったことから、後日工事を実施する施工業者にその旨を説明したうえで業者より県に確認していただいたところ手続きが必要であるとの回答があり、当初業者の閑散期にあわせて実施する予定でしたが当該規制法に基づく手続きに時間を要することや、今後業者も繁忙期に入ることから実施期間内での施工が困難となり、届出人と協議の結果今回は取り下げをしたうえで実施可能な時期に改めて届出を行うとの事でした。
以上です。

議　長　ただいま報告のありました件につきまして、ご質問等ございますか。

１２番　　西田　和之　委員
盛土、切土については何mなのか教えてください。

事務局　　先ほど説明しましたとおり県主催の自治体向け説明会が６月に開催され、その中で通常の営農行為に該当しない、一定規模を超える盛土や切土を行う場合は事前に県知事の許可等を受けることが必要となり、農地改良であっても規制の対象となる可能性があるという説明でした。具体的な内容としては、①農地の嵩上げ、②田畑転換、③圃場の大区画化、④農地転用、⑤休耕田への残土の受け入れ、これらの項目のいずれかに当てはまる場合は規制の対象となります。
また説明の中で、通常の営農行為と認められるものと例示している盛土の高さは３０㎝で、この高さについては作物や地域事情による取り扱いも含め今後見直しも考えているようですが、現状ではまず３０㎝を基準とし、これを超える場合は規制対象の可能性があります。したがって農地改良をした行為が、必ずしも通常の営農行為に該当するとは限らないため、こうした行為を行う場合は県に問い合わせをしていただき判断いただくこととなります。

議　長　　休憩します。

（休　憩）

議　長　　再開します。それでは、報告第８号「農地改良届の取り下げについて」は、事務局報告のとおりとします。

議　長　　本日予定しておりました審議案件は、以上であります。
これをもちまして、令和８年第９回総会定例会を閉会いたします。

（午後２時８分　閉会）

令和８年９月２５日

議　　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿